

♣ 5,000円飲食費に必要な書類

Q : 今年度の税制改正で、5,000円までの飲食費は損金に算入されることとなったようですが、これについて注意することはありますか？

A : 一定の事項を記載した書類を保存していないと認められませんので、注意してください。

【解説】

今年度の税制改正では、一人当たりの飲食費が5,000円までのものについては、交際費に含めず、損金の額に算入してよいこととされましたが、この規定の適用を受けるためには、次の事項が記載された書類を保存していなければ認められませんので、注意してください。

- ① 飲食等のあった年月日
- ② 飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係ある者の氏名又は名称及びその関係
- ③ 飲食等に参加した者の数
- ④ その費用の金額並びにその飲食店、料理店の名称(店舗を有していないことその他の理由によりその名称が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名又は名称)及びその所在地(店舗を有しないことその他の理由によりその所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の住所もしくは居所又は本店もしくは主たる事務所の所在地)
- ⑤ その他参考となるべき事項

